

**うきは市子育て見守りおむつの定期便事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1. 業務名

うきは市子育て見守りおむつの定期便事業業務委託

2. 業務の内容・委託期間

別に定める「うきは市子育て見守りおむつの定期便事業業務委託 仕様書」のとおり。委託期間は、契約締結日の翌日から令和11年3月31日までとする。

3. 委託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式とし、「うきは市子育て見守りおむつの定期便事業業務委託プロポーザル審査委員会」の審査結果に基づき候補者を選定する。

4. 委託料上限額

年度	各業務ごとの上限額		計
	見守り活動及び管理業務	商品代金	
令和8年度	(税込) 7,580,000円	(税込) 3,120,000円 【積算】2,000円×130人×12か月	10,700千円
令和9年度	(税込) 7,580,000円	(税込) 3,120,000円 【積算】2,000円×130人×12か月	10,700千円
令和10年度	(税込) 7,580,000円	(税込) 3,120,000円 【積算】2,000円×130人×12か月	10,700千円
計	(税込) 22,740,000円	(税込) 9,360,000円 【積算】2,000円×390人×12か月	32,100千円

※上限金額には、本委託事業を行うにあたり必要な経費のすべてを含むものとする。

※委託料上限額は、年度ごとの上限を上回らないこととする。

5. 提案参加資格

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ア 過去5年間に於いて、本案件と同種及び同程度と認められる業務の履行実績があること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による更生手続き又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- エ この公告の日から提案書の提出期限までの間に、うきは市指名停止等措置要綱（平成17年3月20日告示第74号）に基づく指名停止を現に受けていないこと。
- オ 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- カ 暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者で、明らかに請負者として不適当であると認められる者でないこと。

6. 選定スケジュール

① 公募開始	令和7年11月24日（月）
② 質問受付	令和7年11月24日（月）から令和7年12月24日（水） 17時15分まで（必着：電子メールにて受付）
③ 参加表明書提出	令和8年1月6日（火）17時15分まで（必着）
④ 提案書等の提出	令和8年1月6日（火）17時15分まで（必着）
⑤ プレゼンテーション	令和8年1月16日（金） （於：うきは市役所 3階 302会議室 ）
⑥ 結果通知	令和8年1月下旬（予定）
⑦ 業務委託契約締結	令和8年2月中旬（予定）

7. 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書等を提出すること。

（1）提出書類

参加表明書（様式第1号）正本1部

（2）参加表明書提出期限

令和8年1月6日（火）17時15分（必着）

（3）提出方法

持参（土・日及び祝日を除く）又はうきは市が受領した事実の証明が可能な方法である書留等（簡易書留可）による郵送（配達証明）で提出すること。また、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

8. 提案書等の提出について

（1）提案書（様式第2号）正本1部

（2）企画書（自由様式）正本1部、副本5部

ア 原則A 4 版（必要に応じてA 3 版折り込みも可）とし、様式は特に定めないものとする。

イ 仕様書に沿って企画提案を行い、特色が分かりやすいものとする。具体的には本要領書の審査基準に掲げる区分及び審査項目にしたがって提案し、以下の項目については必ず記載すること。なお、写真、図表等を用いることも可能とする。

（ア） 基本的な考え方及び提案のポイント

（イ） 具体的な業務実施内容

（ウ） 具体的な作業スケジュール

ウ 仕様書の要求事項にかかわらず、提案者の知識と経験を活用して留意事項や指摘点を示すなど、本業務が最大限の成果を上げるための提案等があれば記載すること。

エ 各項目の記載内容について、仕様書に示す要求事項を上回る内容の提案をする場合は、そのポイントを明確に記載すること。

（3）付属書類 正本各1部

ア 会社概要書（様式第3号）

イ 業務実績表（様式第4号）

ウ 業務実施体制（様式第5号）

(4) 見積書（様式第6号）正本1部、副本5部

ア 本業務の実施に要する全ての経費について、作業項目ごとの1件あたりの単価を記載すること。（積算内訳書については任意様式）

イ 見積額は、消費税及び地方消費税を含む額とする。

(5) 提案書等提出期限

令和8年1月6日（火）17時15分（必着）

(6) 提出方法

持参（土・日及び祝日を除く）又はうきは市が受領した事実の証明が可能な方法である書留等（簡易書留可）による郵送（配達証明）で提出すること。また、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

9. 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

ア 事業者によるプレゼンテーションを実施する。

イ 審査は、令和8年1月16日（金）にうきは市役所 3階 302会議室にて、プレゼンテーションにより実施し、1社につき20分以内（質疑時間含まず）で説明を行い、順次個別に行い、質疑応答は10分間程度とする。なお、出席者は3名以内とし、説明は委託業務を直接担当する者（プロジェクトマネージャー）が、提出資料に関することについて行うこととする。

ウ 審査基準は、別添「審査要領」による。

エ 審査の結果により提案内容について順位付けを行い、順位が1位の提案者を受託優先交渉権者とする。

オ プロジェクター及びスクリーンは会場に準備するので、必要であればパソコン等を準備すること。

10. 質問の受付と回答方法

(1) 提出書類

質問書（様式は任意）による。（連絡先は必ず明記すること。）

(2) 提出期限

令和7年12月24日（水）17時15分まで（期限を過ぎた質問には回答しない。）

(3) 提出方法

電子メールによる（kosodate@city.ukiha.lg.jp）

(4) 回答方法

電子メールにて回答 ※令和8年1月6日（火）までに参加表明書を提出した全ての者に全質疑応答集をメールにて送付する。

11. 失格

次のいずれかに該当するとうきは市が判断した場合は、その提案者は失格とする。

(1) 本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限等に適合しないとき。

(2) 本実施要領で定めた条件及び様式に適合しないとき。

(3) 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。

(4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(5) 提案書の提出から契約締結までの間に、うきは市から指名停止等の措置を受けることとなったとき。

- (6) 審査結果に影響を与えるような不正行為を行ったとき。
- (7) その他本実施要領に違反すると認められたとき。

1 2. 途中辞退

- (1) 提案者は、申出により参加表明申出日からプレゼンテーション実施前日[令和8年1月15日(木)]までの間に、プロポーザル参加辞退届(様式1-2)の提出により、辞退することができる。
辞退届の提出は、持参若しくは郵送とし提出期限については、プレゼンテーション実施前日[令和8年1月15日(木)]の17時15分までの必着とする。

1 3. 契約

- (1) 受託優先交渉権者選定後は、事務局と提案者等の内容を基に事業実施についての協議・調整を行い、契約内容に関する交渉が整ったときに、契約を締結する。
- (2) 契約内容に関する交渉が成立しないとき又は契約の締結までに受託優先交渉権者若しくはその構成員のいずれかが参加資格の要件を欠いたとき、受託優先交渉権者が辞退した場合等は、うきは市と審査結果次点の者から順次同様の手続きを行う。
- (3) 契約及び手続は、うきは市契約規則に従い行う。
- (4) 選定された企画提案書の内容等によっては、仕様書の一部を変更した上で契約を締結する場合がある。

1 4. その他留意事項

- (1) 提案に関して必要となる一切の費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は、本プロポーザルに係る審査に関する目的以外の使用及び提供は行わない。
- (4) 提出された書類等は、本プロポーザルに係る審査の目的の範囲で複写することがある。審査結果についての異議申立ては、一切受け付けない。
- (5) 業務を行うに当たっては、事務局と密接に連絡を取り合い、この要領に記載のない事項については、事務局の了承を受けたうえで実施するものとする。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、うきは市情報公開条例(平成17年3月20日条例第8号)に基づき、提出書類を開示する場合がある。

1 5. 事務局(書類の提出先)

うきは市福祉事務所 こども支援係(担当:梅本、宇野)
所在地 〒839-1393 福岡県うきは市吉井町新治316
TEL 0943-75-4961(直通) / FAX 0943-75-4963
メールアドレス kosodate@city.ukiha.lg.jp